

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第71号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則
北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「公正」の次に「かつ円滑な実施」を加える。

第25条第2項中「出走申込書に1頭につき500円の申込手数料を添え」を「出走申込書を」に改め、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 出走の申込みに当たっては、前項の出走申込書に馬（条例第4条ただし書の馬を除く。）1頭につき500円の申込手数料を添えなければならない。

第27条第2項中「騎乗申込書に500円の申込手数料を添え」を「騎乗申込書を」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 騎乗の申込みに当たっては、前項の騎乗申込書に500円の申込手数料を添えなければならない。ただし、条例第4条ただし書の騎乗の申込みを行う者に係るものについては、この限りでない。

第6章の章名中「公正」の次に「かつ円滑な実施」を加える。

第67条の次に次の1条を加える。

（報告の徴収等）

第67条の2 知事は、競馬の公正を確保するため必要があると認めるときは、調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

2 知事は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、馬主、調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

第68条に次の1項を加える。

2 馬主が競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、当該馬主の所有する馬（共有馬を含む。次条において同じ。）の出走を停止することができる。第69条中「（共有馬を含む。）」を削る。

第70条第1項に次の2号を加える。

(10) 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

(11) 第67条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出したとき。

目次

規 則

○北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部を改正する規則……………（競馬事業室） 27

○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則……………（競馬事業室） 27

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 28

○海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 28

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 29

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 29

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 30

規 則

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第70号

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「において」の次に「読み替えて」を加え、「第10条第1項第4号又は第5号の」を「第10条第1項から第3項までの規定により同条第1項第4号又は第5号に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月17日

第70条第2項中「調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員」を「者」に改める。
第87条第2項中「この項」を「この条」に改め、同項第3号中「第33条第2号」を「第34条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 整理委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、競馬場への入場を拒否することができる。

- (1) 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
 - (2) 第67条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者
- 第88条第2項第1号中「前条第2項各号」の次に「又は第3項各号」を加える。
第90条中「公正」の次に「かつ円滑な実施」を加える。
第92条中「害する」を「害し、又は競馬の円滑な実施に支障を及ぼす」に改める。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第87条第2項第3号の改正規定 公布の日
- (2) 第25条及び第27条の改正規定 令和6年1月1日

告 示

北海道告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年10月4日、北海道土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年10月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第493号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年10月17日

北海道知事 鈴木直道

9 日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の(7)門別海岸の日高町の項海岸保全区域の欄中3の事項を次のように改める。

3 清島地区海岸の次の基点Aから基点C'までの各点を

順次に結ぶ線、基点Aと補点①を結ぶ線、補点①から補点③までの各点を順次に結ぶ線及び基点C'と補点③を結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点A 字清島50番地南東角（世界測地系座標 X=-171,126.404、Y=-6,751.229）の地点
基点B 基点Aから方向角311度35分43秒の方向94.42メートルの地点
基点C 基点Bから方向角293度15分10秒の方向130.27メートルの地点
基点D 基点Cから方向角293度14分51秒の方向132.30メートルの地点
基点E 基点Dから方向角239度58分59秒の方向58.53メートルの地点
基点F 基点Eから方向角290度41分20秒の方向420.43メートルの地点
基点G 基点Fから方向角347度47分58秒の方向17.41メートルの地点
基点H 基点Gから方向角297度05分46秒の方向89.75メートルの地点
基点I 基点Hから方向角291度02分58秒の方向201.846メートルの地点
基点I' 基点Iから方向角19度02分10秒の方向35.316メートルの地点
基点J 基点I'から方向角291度49分27秒の方向60.131メートルの地点
基点K 基点Jから方向角290度37分58秒の方向215.96メートルの地点
基点L 基点Kから方向角288度41分16秒の方向65.95メートルの地点
基点M 基点Lから方向角16度38分20秒の方向1.82メートルの地点
基点N 基点Mから方向角286度46分52秒の方向36.82メートルの地点
基点O 基点Nから方向角286度44分03秒の方向59.84メートルの地点
基点P 基点Oから方向角286度47分12秒の方向9.55メートルの地点
基点Q 基点Pから方向角286度47分18秒の方向85.10メートルの地点
基点R 基点Qから方向角286度47分16秒の方向85.10メートルの地点
基点S 基点Rから方向角286度47分18秒の方向84.52メートルの地点

基点㊸ 基点㊳から方向角286度47分17秒の方向84.50メートルの地点
 基点㊹ 基点㊸から方向角286度47分16秒の方向84.50メートルの地点
 基点㊺ 基点㊹から方向角286度47分19秒の方向84.50メートルの地点
 基点㊻ 基点㊺から方向角286度47分16秒の方向84.50メートルの地点
 基点㊼ 基点㊻から方向角286度03分37秒の方向12.12メートルの地点
 基点㊽ 基点㊼から方向角285度00分33秒の方向71.83メートルの地点
 基点㊾ 基点㊽から方向角285度00分32秒の方向71.70メートルの地点
 基点㊿ 基点㊾から方向角285度00分35秒の方向71.70メートルの地点
 基点① 基点㊿から方向角195度45分13秒の方向43.01メートルの地点
 基点② 基点①から方向角285度20分10秒の方向90.60メートルの地点
 補点① 基点①から方向角225度00分00秒の方向125.00メートルの地点
 補点② 基点①から方向角248度05分23秒の方向140.809メートルの地点
 補点③ 基点②から方向角196度34分02秒の方向159.59メートルの地点

北海道告示第494号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年10月17日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項東旭川農業協同組合の事項を次のように改める。

東旭川農業協同組合 昭和34. 6. 8 東旭川農業協同組合

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第91号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年10月17日

北海道胆振総合振興局長 関 俊 一

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）（胆振地区）（1キログラム当たりの単価）
2,324,000キログラム
- (2) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）（日高地区）（1キログラム当たりの単価）
280,000キログラム
- (3) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）（登別出張所）（1キログラム当たりの単価）
20,000キログラム
- (4) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）（日高地区）（1キログラム当たりの単価）
20,000キログラム
- (5) カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）（胆振地区）（1キログラム当たりの単価）
45,000キログラム
- (6) すべり止め材（砂・碎石 混合）（苫小牧出張所）（1キログラム当たりの単価）
700,000キログラム
- (7) すべり止め材（砂）（洞爺出張所）（1キログラム当たりの単価）
1,000,000キログラム
- (8) すべり止め材（砂）（門別出張所）（1キログラム当たりの単価）
5,000キログラム

2 落札を決定した日

令和5年9月28日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア 氏 名 北日本産商株式会社
イ 住 所 苫小牧市三光町5丁目24番20号
- (2) 1の(2)、(6)及び(8)
ア 氏 名 株式会社ゴードー
イ 住 所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
- (3) 1の(3)及び(4)
ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
- (4) 1の(5)
ア 氏 名 ソリトン・コム株式会社
イ 住 所 札幌市中央区盤渓365番地
- (5) 1の(7)
ア 氏 名 道路工業株式会社

- イ 住所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
- 4 落札金額
- (1) 49.00円
 - (2) 49.00円
 - (3) 48.00円
 - (4) 48.00円
 - (5) 308.00円
 - (6) 26.00円
 - (7) 10.00円
 - (8) 98.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年8月18日付け北海道胆振総合振興局告示第79号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道胆振総合振興局告示第94号

- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和5年10月17日
- 北海道胆振総合振興局長 関 俊 一
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）
- 2 落札を決定した日
令和5年9月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 函館スズキ販売株式会社
 - (2) 住所 函館市亀田本町37番6号
- 4 落札金額
2,950,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年9月1日付け北海道胆振総合振興局告示第83号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課
 - (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁釧路教育局告示第33号

- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和5年10月17日
- 北海道教育庁釧路教育局長 泉 野 将 司
- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- (1) A重油（釧路湖陵高校、釧路工業高校及び釧路東高校）（1リットル当たりの単価）
203,000リットル
 - (2) A重油（釧路江南高校、釧路商業高校及び釧路鶴野支援学校）（1リットル当たりの単価）
171,000リットル
 - (3) A重油（釧路明輝高校）（1リットル当たりの単価）
49,000リットル
 - (4) A重油（厚岸翔洋高校）（1リットル当たりの単価）
40,000リットル
 - (5) A重油（標茶高校）（1リットル当たりの単価）
51,000リットル
 - (6) A重油（弟子屈高校）（1リットル当たりの単価）
26,000リットル
 - (7) A重油（阿寒高校）（1リットル当たりの単価）
23,000リットル
 - (8) A重油（白糠高校）（1リットル当たりの単価）
51,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和5年9月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)、(3)及び(7)
ア 氏名 釧路アポロ石油株式会社
イ 住所 釧路市宝町2番2号
 - (2) 1の(2)
ア 氏名 北海道エネルギー株式会社
イ 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
 - (3) 1の(4)及び(8)
ア 氏名 株式会社三ッ輪商会
イ 住所 釧路市鳥取南5丁目12番5号
 - (4) 1の(5)
ア 氏名 株式会社三宝商会

イ 住 所 釧路市堀川町7番35号
(5) 1の(6)
ア 氏 名 株式会社丸平
イ 住 所 釧路郡釧路町桂4丁目10番

4 落札金額

- (1) 81円00銭
- (2) 82円00銭
- (3) 82円50銭
- (4) 83円90銭
- (5) 85円80銭
- (6) 89円00銭
- (7) 83円00銭
- (8) 82円50銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和5年8月8日付け北海道教育庁釧路教育局告示第30号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

正 誤

○令和5年7月4日(本号第420号)

北海道告示第338号(救急病院及び救急診療所の認定の一部改正)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

1 左 7及び8

誤 社会医療法人朋仁会整形外科北新病院の事項、独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院の事項中「令和 5. 6.30」を「令和 8. 6.30」に改める。

正 独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院の事項中「令和 5. 6.30」を「令和 8. 6.30」に改め、社会医療法人朋仁会整形外科北新病院の事項中「令和 5. 8.19」を「令和 8. 6.30」に改める。
